

# いわみざわ

農業委員会だより

No.16

令和3年1月発行



# 年頭に当たって



岩見沢市農業委員会

会長 山谷 康雄

明けましておめでとうございます。

輝かしい新春を迎え、謹んでごあいさつを申し上げますとともに、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より当委員会の活動に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、融雪が早かったこともあり春作業は順調に進み、また天候に恵まれたことや、台風など自然災害に見舞われることもなく農作物の生育は順調に進みました。米については全国の作況指数が九九の「平年並み」となった中、北海道全体、さらに南空知ともに一〇六の「良」となりました。主要作物である麦・玉ねぎについても平年作以上の収量・品質を確保できました。しかし、大豆においては八月下旬から九月上旬にかけての高温多雨の影響で、カビの発生なども見られましたが、全体的には良い出来秋を迎えられたものと考えております。

その一方で、農水省は十一月に二十一年産米適正生産量を六百九十三万トとし、二十年産米予想収穫量から三十万ト以上の減産が必要と報道されたところであります。新型コロナウイルスによるインバウンド需要の激減、外食産業の需要減などが影

響したものと推察し、国において的確な対応を望むところですが、今後、各関係機関との連携や動向を注視してまいりたいと考えております。

農業委員会では、昨年七月に三年に一度の改選を迎え、新たな第二十四期の体制によりスタートいたしました。しかしながら関係機関主催の各種研修等が中止となるなど、通常の改選期と大きく異なる状況となっておりますが、独自に研修活動を行うなど、農業委員としての活動に支障のないよう努めておりますので、関係各位の皆様には、なお一層のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

最後までとなりますが、未だ予断を許さない状況が続いている新型コロナウイルスが一日も早く終息することを願うとともに、農業に携わる皆様が将来に希望を持って農業に取り組むために、農業委員会としてその一助となり得るよう地域に根ざした委員活動に邁進してまいります。さらに、本年も災害のない、実り多き一年となりますようご祈念し、新年のごあいさつとさせていただきます。



## 年 新 賀 謹

### 岩見沢市農業委員会

会長 山谷 康雄  
会長職務代理 佐々木利夫

### 第一地区常任委員会

委員長 黒田 芳明  
副委員長 吉成 朗  
委員 倉田 真二  
委員 柿崎壽恵子  
委員 佐々木利夫

### 第二地区常任委員会

委員長 馬場 広之  
副委員長 久保 智則  
委員 長井 孝之  
委員 井川 和也  
委員 森 一男

### 第三地区常任委員会

委員長 小林 強  
副委員長 西村 昭寿  
委員 引頭 一宏  
委員 高田 勝彦  
委員 山田 辰弘

### 第四地区常任委員会

委員長 西谷内智治  
副委員長 尾田 憲朗  
委員 米内山裕子  
委員 戸田憲一郎  
委員 伊藤 俊春  
委員 渡辺 亮二

### 第五地区常任委員会

委員長 志賀野 敏  
副委員長 川北 敏充  
委員 岩瀬 孝雄  
委員 池田 明博  
委員 小倉 和敏

### 第六地区常任委員会

委員長 干場 克二  
副委員長 坂野 博之  
委員 日笠 和良  
委員 近田 昌枝  
委員 山谷 康雄

### 第七地区常任委員会

委員長 宇井 正明  
副委員長 長森 睦  
委員 杉村 幸浩  
委員 宮崎 裕治  
委員 坂口 信幸

### 農業委員会事務局

事務局長 原 政裕

### 農地係

係長 池田 大輔  
主任 佐藤 一明

### 振興係

係長 内山 充人  
主任 山本 里美  
主任 桑名 翔平  
主任 石澤 磨  
主任 石田 浩基

### (農業振興センター担当)

主査 山田 勝彦



# 農業者年金

## 農業者年金加入推進セミナー事例発表



令和元年11月27日に東京都港区のメルパルクホールで開催されました「令和元年度農業者年金加入推進セミナー」におきまして、全国の年金連絡協議会会員が集まるなか、山谷会長が岩見沢市農業委員会における加入推進に関する活動の事例報告を行いました。

農業者が将来、安心して過ごしていただけるよう、年金の加入推進を農業委員としての職務の一環として日々取り組んでおります。

令和元年度 「新規加入部門」 37名  
「女性新規加入部門」 19名  
「39歳以下加入部門」 15名

農業者年金加入推進3部門（市町村別）

## 全国第2位

昨年度は3部門すべてで全国第2位となりました。

これも日頃の活動のたまものと、お世話になっております関係各位に感謝を申し上げますとともに、今後とも農業委員一同、推進活動に邁進いたしますので、変わらぬご指導をいただきますようお願い申し上げます。

## 農業者年金で安心・豊かな老後を

- **積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**一生涯もらえます**。
- 保険料は**いつでも変更可能！**（月々2万円から6万7千円まで）
- 支払った保険料は**全額社会保険料控除**となり、所得税や住民税等の**節税**になります。
- **政策支援**（保険料の国庫補助）が受けられます。



（例）認定農業者等の青色申告者で、35歳未満の方は10,000円（5割）補助

## 農業者年金受給者の声



北村中小屋  
傳法 敏文 さん

### ●『続けることの大切さ』

私が20歳の頃に父親が農業者年金に加入させてくれました。新制度に切り替わったときには、加入をやめる人もいましたが、せっかく入ってくれていて、あと何年もないので、老後を見据えて加入を続けました。おかげで、加入年数が長くなりよかったですと思っています。妻の加入を考えた時、女性（配偶者）向けの年金制度がなく、あればよかったと思います。

今は、両制度から年金をいただきながら、孫に自転車を買ってあげたり、趣味の家庭菜園の資材や肥料の購入費の足しにしています。

親子で代が変わっても加入をし続けることができ、とても感謝しています。



栗沢町由良  
春木 和昭 さん

### ●『農業経営の工夫で将来の自助を』

待ちに待った年金がもらえると、あそこへ旅行に行こう、あの機械を買おうなどと期待と希望で一杯でしたが、よくわからないうちに、貴重な年金は家計の足しになります。昔の人はお金のことを「お足」とよく言ったものだ、つくづく感心しています。

農業者年金は掛金全額が税額控除されるのが利点だと思います。近年の農業者は経営規模の拡大で扱う金額も大きくなっています。経理の観点からも大いに活用すべきだと思います。

私は妻に農業者年金を掛けていませんでしたが、失敗だったとつくづく思います。妻自身が「私も農業者年金を掛けているのだ」という自覚を持つことができ、農業をしていくうえでの大きなプラスになると思います。

## 経営移譲者の声



下志文町  
齋藤 大輔 さん 齋藤 和熙 さん

## 経営移譲された 大輔さん

### 『先祖代々引き継がれている農業をなくしたくない。』

大輔さんは、大学を卒業し、会社員として就職していましたが、先祖代々引き継がれている農業をなくしたくないという気持ちになり、農業の実体験が少ないなか、就農しました。

当初は、親の手伝いから、農業を学び、経営移譲となりました。

今は、玉ねぎ・小麦・大豆を11ha作付けしており、資材や機械などの購入に際し、親子で以前より話し合いが多くなったと感じています。

これからは、両親やパートさんも高齢になってきているので、人数が少なくてもやっていけるように、仕事の省力化を図り、自分たちで管理できる面積を維持していきたいと考えています。

## 経営移譲した 和熙さん

### 『戻ってきてくれました。』

和熙さん、自分の代で農業も終わりとおきらめていましたが、息子が農業をしたいと戻ってきてくれました。やはり、うれしいものです。言葉では語らなくても、日々の生活のなかで伝わっているものがあるものですね。

2～3年前に経営移譲しようと思いましたが、準備金を積み立てていたため、遅くなってしまいました。

自分の親もそうでしたが、体を動かすことも健康につながるので農業をできるだけ手伝っていきたくて考えています。

経営移譲手続については、農業委員会の提出書類は記載例をみて作成しました。関係機関も簡単に手続することができました。

## 経営移譲の制度

- 農業経営を後継者に引き継ぐ場合は、農地法第3条の手続が必要となります。
- 農地法の手続による経営移譲を行い、経営継承等の所定の要件を満たしている場合には特例付加年金を受けることができます。

手続きの流れや必要書類等については、地区担当農業委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。

## 農地パトロール

後継者等が無く草刈り等の管理がされていない農地や山林原野化し作付けができなくなった農地を重点的に、各地区ごとに班編成し、農地パトロール（利用状況調査）を毎年実施しています。

調査の結果、遊休農地又は遊休化の恐れがある農地と判断した場合は、農地の利用について、所有者の方等に意向を確認し、解消に向けた利用の調整を行います。

農地の利用についてお困りのことや、わからないことがありましたら、地域の農業委員又は農業委員会事務局へご相談ください。



## お知らせ

農地の譲渡所得 2,000万円特別控除 が新設されました

### ○ 特別控除を受けるための要件

- ① 一定の区域で農用地利用改善団体の設立
- ② 農用地利用規程の策定
- ③ 農地の受け手となることへ認定農業者の同意
- ④ 市長の認定
- ⑤ 北海道農業公社へ農地を売却



ただし、実施区域内での制限事項があります。

- ① 左記③の認定農業者以外へ農地の権利移動
- ② 農振農用地から除外を要する農地転用  
※ 農業用施設、農家住宅等で土地所有者本人が行う農地転用は除く
- ③ 左記③の認定農業者以外へ権利の移動が伴う農地転用

## 農業委員会では法人の要件を確認します

農業委員会は法人からの報告に基づき、総会場で法人の要件を確認します。

**未報告の場合は、法人の要件が適正であるかを確認することができないため農地のあっせん等の対象になりません。**

報告書様式を別途お送りしますので、決算が終わりましたら、速やかに必ず農業委員会に報告してください。

## 農業従事者調査票提出のお願い

今年度も町内会長・農事組合長を通じ、農業従事者調査を実施しています。

取りまとめのうへ、1月15日(金)までに提出してください。

## 令和元年度 農業従事者調査結果

地区	区分	年度	個人		法人		合計	
			戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
岩見沢		30	336	865	50	170	386	1,035
		元	322	828	51	177	373	1,005
北村		30	213	571	56	206	269	777
		元	206	552	56	205	262	757
栗沢		30	236	604	10	43	246	647
		元	228	589	10	44	238	633
計		30	785	2,040	116	419	901	2,459
		元	756	1,969	117	426	873	2,395

## 農地流動化状況

(令和元年11月から令和2年10月審議分)

単位：件・㎡

農地法第3条				農用地利用集積計画				農地法第4条		農地法第5条	
所有権		使用収益権		所有権		使用収益権		農地法第4条		農地法第5条	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
19	215,728	56	6,509,931	156	5,346,641	110	3,792,564	4	8,354	6	20,460

# 次世代を担う若者たち、農業委員会の活動をみてね。

次世代を担う若者たちに農業委員会を知ってもらいたくて、いわみちゃんがインタビューしました。



米や野菜など食べ物を作る土地を農地（のうち）と言います。農業者の代表の農業委員が、農地を守るために法律で決められたルールどおりに農地が使われるよう、話し合いをするための委員会です。



農地を売りたい方と買いたい方、お互いの話しを聞いて調整したり、また、農地に倉庫や住宅を建てたい時に、法律で決められたルールに合っているかなど、農業委員全員で総会を開いて決定します。

また、農業を新しくはじめる人の相談にものっていたりします。



農地は食べ物を作ることだけではなく、田んぼでは雨水を貯めることで大雨や台風のときに水害を防いでくれるなど、色々な役割をもっています。農業委員会では荒れ地となっている農地はないかパトロールするなどの取組みをしています。



## 編集後記

明けましておめでとうございます。  
「農業委員会だより」第16号をお届けいたします。

今号は、農業者年金受給者の声、経営移譲者の声、また、次世代を担う子供たちにもみてもらえるように、いわみちゃんのインタビューを掲載しました。ご参考にしていただければ幸いです。

編集委員長 倉田真二  
編集委員 近田昌枝  
長井孝之  
高田勝彦  
渡辺亮二  
小倉和敏  
坂口信幸

## 農地を売りたい、貸したい時は

農地は誰にでも自由に売ったり、貸したりすることはできません。農地を守っていける知識や技術があり農業委員会が認めた方でなければなりません。農業委員が農地を売りたい、借りたい方を紹介すること（あっせんと言います）ができますので、地域の担当農業委員にお気軽に相談してください。

